

吉備中央町創業支援事業補助金交付要綱新旧対象条文

改正後（案）	現行
<p>○吉備中央町創業支援事業補助金交付要綱 平成29年5月9日 告示第19号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において<u>創業とは、産業競争力強化法(平成25年法律第98号。)</u>第2条第28項に規定する創業をいう。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は_____</p>	<p>○吉備中央町創業支援事業補助金交付要綱 平成29年5月9日 告示第19号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、<u>次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる</u>_____。</p> <p>(1) <u>創業 産業競争力強化法(平成25年法律第98号。)</u>第2条第22項に規定する創業をいう。</p> <p>(2) <u>Uターン 過去において、本町の住民であった者が町外に転出し5年以上経過した後に再び本町に転入して3年が経過していないことをいう。</u></p> <p>(3) <u>Iターン 過去において、本町に住所を有したことがない者が本町に転入することをいう。</u></p> <p>(4) <u>一般創業事業 町内に住所を有する者が創業する事業をいう。ただし、Uターンの者が創業する事業は除く。</u></p> <p>(5) <u>移住創業事業 Iターンを予定している者、Iターンをした後1年が経過していない者又はUターンの者が創業する事業をいう。</u></p> <p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、<u>前</u></p>

____、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)から(11)まで (略)

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる経費とし、いずれの経費においても消費税及び地方消費税並びに振込手数料を含まないものとする。

(1) (略)

(2) 事業に係る町内に所在する事務所、店舗及び駐車場等の賃借料。ただし、次の____いずれかに該当するものは除く。

ア 敷金及び礼金

イ 賃借料のうち、6月を超える期間の賃借料

ウ 借入先の所有者が、3親等内の親族の場合

(3) (略)

(4) 事業の実施に必要な広報費のうち、次の____いずれかに該当する経費

ア ホームページの作成費

イ パンフレット及びチラシの制作費

ウ 広告費

エ 展示会出展費

(5) 事業の実施に必要な委託費のうち、次の____いずれかに該当する経費

ア 会社設立に係る司法書士等への支払費用

イ 事業プラン策定等に係る専門家派遣の経費

条第4号及び第5号に規定する事業を実施する者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)から(11)まで (略)

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる経費とし、いずれの経費においても消費税及び地方消費税並びに振込手数料を含まないものとする。

(1) (略)

(2) 事業に係る町内に所在する事務所、店舗及び駐車場等の賃借料。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除く。

ア 敷金及び礼金

イ 賃借料のうち、6月を超える期間の賃借料

ウ 借入先の所有者が、3親等内の親族の場合

(3) (略)

(4) 事業の実施に必要な広報費のうち、次の各号のいずれかに該当する経費

ア ホームページの作成費

イ パンフレット及びチラシの制作費

ウ 広告費

エ 展示会出展費

(5) 事業の実施に必要な委託費のうち、次の各号のいずれかに該当する経費

ア 会社設立に係る司法書士等への支払費用

イ 事業プラン策定等に係る専門家派遣の経費

ウ 市場調査等の外部委託費

(6) (略)

2 (略)

(補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の____
____補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。)とする。ただし、当該補助金の額が100万円を超えるときは100万円とする。

第6条から第22条まで (略)

附 則

(略)

別記(第3条関係)

- 1 農業、林業(大分類A)
- 2 漁業(大分類B)
- 3 金融業・保険業(大分類J)
- 4 医療・福祉(大分類P)の医療業(中分類83)のうち、病院(小分類831)、一般診療所(小分類832)及び歯科診療所(小分類833)
- 5 その他のサービス業(大分類S)のうち、次____に掲げる業種

ウ 市場調査等の外部委託費

(6) (略)

2 (略)

(補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の種別及び補助金の額は、次の表のとおり
____とす
る。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

種別	補助金の額	補助金の上限額
一般創業事業	補助対象経費の2分の1以内の額	100万円
移住創業事業	補助対象経費の3分の2以内の額	

第6条から第22条まで (略)

附 則

(略)

別記(第3条関係)

- 1 農業、林業(大分類A)
- 2 漁業(大分類B)
- 3 金融業・保険業(大分類J)
- 4 医療・福祉(大分類P)の医療業(中分類83)のうち、病院(小分類831)、一般診療所(小分類832)及び歯科診療所(小分類833)
- 5 その他のサービス業(大分類S)のうち、次の各号に掲げる業種

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)により規制の対象となる風俗営業及び性風俗関連特殊営業
- (2) 競輪・競馬等の競走場、競技団(小分類803)
- (3) 芸ぎ業、芸ぎ幹旋業(細分類8094)
- (4) 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業(細分類8096)
- (5) 興信所(細分類7291。専ら個人の身元、身上、素行及び思想調査等を行うものに限る。)
- (6) 集金業、取立業(細分類9299。公共料金又はこれに準ずるものを除く。)
- (7) 易断所、観相業、相場案内業(細分類7999)
- (8) 宗教(中分類94)
- (9) 政治・経済・文化団体(中分類93)

様式第1号(第6条関係)

(略)

様式第2号から様式第7号まで (略)

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)により規制の対象となる風俗営業及び性風俗関連特殊営業
- (2) 競輪・競馬等の競走場、競技団(小分類803)
- (3) 芸ぎ業、芸ぎ幹旋業(細分類8094)
- (4) 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業(細分類8096)
- (5) 興信所(細分類7291。専ら個人の身元、身上、素行及び思想調査等を行うものに限る。)
- (6) 集金業、取立業(細分類9299。公共料金又はこれに準ずるものを除く。)
- (7) 易断所、観相業、相場案内業(細分類7999)
- (8) 宗教(中分類94)
- (9) 政治・経済・文化団体(中分類93)

様式第1号(第6条関係)

(略)

様式第2号から様式第7号まで (略)